

## 食品安全委員会（第988回会合）議事概要

日 時:令和7年6月24日(火) 14:00~14:50  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:山本委員長ほか6名出席  
傍聴者:一般13名

### (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 8品目  
(消費者庁からの説明)
  - エスプロカルブ
  - エタボキサム
  - シアン化水素
  - スピネトラム
  - トリフロキシストロビン
  - ニトラピリン
  - ピカルブトラゾクス
  - ポリオキシシンD亜鉛塩

→消費者庁から説明。

農薬「エスプロカルブ」については、令和6年6月11日付けで内閣総理大臣宛てに農薬の再評価として食品健康影響評価結果を通知しており、今回、ばく露評価結果のみが報告されていることから、食品安全基本法第11条第1項第2号「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨を、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

農薬「エタボキサム」、「スピネトラム」、「トリフロキシストロビン」、「ピカルブトラゾクス」及び「ポリオキシシンD亜鉛塩」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「エタボキサムの許容一日摂取量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.75 mg/kg 体重と設定する。」

「スピネトラムのADIを0.024 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

「トリフロキシストロビンのADIを0.05 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

「ピカルブトラゾクスのADIを0.023 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

「ポリオキシシンD亜鉛塩のADIを7.2 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

農薬「ニトラピリン」については、農薬第二専門調査会において、農薬「シアン化水素」については、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「ILE-No. 2 株を利用して生産されたL-イソロイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「ILE-No. 2 株を利用して生産された L-イソロイシン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）に基づき、安全性が確認されたと判断した。したがって、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）に基づき、安全性が確認されたと判断した」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「AH-No. 1 株を利用して生産されたL-カルノシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「AH-No. 1 株を利用して生産された L-カルノシン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）を準用して評価を行った結果、改めて「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」による評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断した。ただし、本評価は「AH-No. 1 株を利用して生産された L-カルノシン」のリスクが従来食品に比して増加しないことを確認したものである。本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、リスク管理機関において事業者に対し、設定した製品規格の適合遵守に加え、消費者の健康被害事例の収集等について、指導を徹底することが必要である。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95275 系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95275 系統（食品）」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95275 系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95275 系統（飼料）」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAN011 株を利用して生産されたセルラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「JPAN011 株を利用して生産されたセルラーゼ」について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。以上のことから、「JPAN011 株を利用して生産されたセルラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知すること

ととなった。

- (3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について  
(第29回：令和6年9月30日時点)

→事務局から報告。

- (4) その他

- ・農薬1品目「アラクロール」を調査審議する専門調査会の指定について

→山本委員長から報告。

農薬「アラクロール」については、農薬第五専門調査会において調査審議するよう指定したことが報告された。